

「凡例」には、次のように記載されている。

(中略)

一、此ノ書ノ材料ハ明治二十九年夏ノ頃ヨリ、絶エズ蒐集セシ者ニシテ、殊ニ三十五年八月ヨリ四十五年三月ニ至ル約十年間、仙台奇遇中ニ得シモノ多シ

大正十年六月二十八日

著者識

## 貞山堀

貞山堀トハ、陸前國塩釜ノ近クヨリ、阿武隈河口ニ通ズル運河ニシテ、明治十六年ノ頃、松平正直ガ、宮城県知事或ハ県令ト称セシ頃ナルベキカタリシ時改修ノ工事ニ着手シ、其竣工ハ十八年ナリ、是レ県下六大工事ノ一ニシテ、貞山堀ノ名ハ、其ノ当時松平知事ノ命名ニ係ルモノナルガ、其事ヲ知ラザルモノハ、其名称ヨリ、貞山公時代ノ工事ノ如クニ思ヒ居レドモ、其実青山公ノ開鑿セラレタルモノニシテ、当初ハ「キビキ堀」ト称セリ、蓋シ「キビキ」トハ、恐ラク木引ノ意ナルベシ、早川智寛当時土木課長ヲ勤仕シ

所謂貞山堀改修工事ヲ担当セル人ナリ曰ク、此工事ニ着手ノ際、取調ブルトコロニ掘レバ、此運河ハ遠ク新地相馬領ニ接近スル所

ニ達スルモノニシテ、此間ノ水路ハ悉ク通ジ居ラザレドモ、其線帯ニハ、仮令少々タリトモ、土工ヲ加ヘザルトコロナシ、此事業ハ屯田ノ組織ニヨリテ、経営セラレタルモノニシテ、旧藩士和田●三ノ祖先ノ如キハ、工事監督ノ為、特ニ蒲生ニ知行ヲ賜ハリタルモノナリト云フ、而シテ口碑ニ掘レバ、此運河ヲバ、水戸マデ通ゼラル、計画ナリシガ、中途ニシテ、廢セラレタルハ、一説ニハ幕府ノ嫌疑ヲ受ケラレタル為メナリト云ヒ、又一説ニハ工事ニ困難ナル処アリタル為メナリトモ云フ、今此改修ハ大体青山公ノ御世ニ成リタルモノヲ基トシ、少シク水路ヲ変更シタルモノナリ

大正七年七月、邦宗、仙台滞在中、濱田(恒之助)宮城県知事、我が一本杉別邸ヲ訪フ、談話ノ途次、貞山堀ノ事ニ及ブ、此堀ハ青山公ガ開鑿セラレシニモ拘ラズ、其地名ヨリ、貞山公ガ開鑿セラレシト誤信スルノミカ、中学程度ノ学校教科書ニマデモ、斯ク記スハ後年マデ、誤謬ヲ伝フルモノナレバ、地名ヲ改ムルヲ良ロシトスト、邦宗ノ考モ同ジ、而シテ若シ地名ヲ改正スル場合ニハ、寧ロ旧名ニ復スルヲ可トスルモノナリ、総テ地名ヲ改称スルハ、已ムヲ得ザル外、地名ヲ変更セザルヲ可トス、何ントナレバ地名ノ変更ヨリ、往々其ノ地ノ歴史ヲ誤ルコト多ケレバナリ

● 王へんに先